設　立　趣　旨　書

1　現状・背景

単身世帯の増加とリモートワークの定着により、日常の中で人と直接顔を合わせる機会が減り、孤立感やストレスを一人で抱え込む人が増えています。長時間労働と休息の質の低下が重なって心身の不調に至り、休職や退職に追い込まれる例も少なくありません。特に単身の勤労者は、不調の兆しに周囲が気づきにくく、支援につながる前に深刻化しやすいという課題があります。

2　あるべき社会の姿

私たちは、誰もが自宅や職場に安心してくつろげる空間を持ち、日々のセルフケアによって心身の健康を自ら保てる社会、そして孤立しがちな人が気軽に相談やつながりを得られる地域社会こそが、あるべき姿だと考えます。

3　これまでの活動と設立の経緯

設立代表者は、エンジニアとして一人暮らしをしながらフルリモートワークを続ける中で、残業が続く日々に心身の不調を抱え、精神科への相談を考えた経験を持ちます。同じ職場には、同様の理由で休職・退職に至った人もいました。そうした中、自宅にあった大きなくつろぎグッズに包まれることで自然と心身が回復していく感覚を得た経験から、同じように孤立やストレスを抱える人々に、くつろぎ空間とセルフケアの方法を届けたいと考えるようになりました。令和８年６月にくつろぎグッズを活用したセルフケアの普及に関する勉強会を開始し、同年７月にはＮＰＯ法人設立に向けた準備会を発足して、定款・事業計画の検討を重ねてきました。

4　特定非営利活動法人の法人格が必要な理由

第一に、当法人は体験会・貸与・相談支援をはじめとするすべての事業を無償で行います。活動を支える賛同者・支援者からの寄附を継続的に受けるためには、情報公開による運営の透明性が制度上担保された法人格が必要です。第二に、職場や地域の施設への休息スペースの提案、公共施設を利用した体験会の開催など、企業・行政・地域団体との連携には、社会的信用が制度的に担保された法人格が不可欠です。第三に、任意団体のままでは代表者個人の財産と団体の財産を区別できず、寄附や貸与グッズの管理・使途を対外的に説明する裏付けを欠くため、総会・理事会・監事の監査といった運営の仕組みを備えた特定非営利活動法人の形が必要です。

5　今後の活動展開

法人設立後は、くつろぎグッズを活用した体験会・展示、グッズの貸与と選び方の相談支援、休息スペースの企画・提案、不要グッズの回収・補修・寄贈、動画やブログによる情報発信の五つの事業を通じて、一人暮らしやリモートワークにより孤立やストレスを抱える人々の心身の健康の維持と、地域社会の福祉の増進に寄与してまいります。

令和８年８月１日

法人の名称　特定非営利活動法人よぎラボ

設立代表者　齋藤竜輝